別紙１

遵　守　事　項

※全てのチェックがなければ交付を受けることができません。

１　次に掲げる事項について相違ありません。

□　岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱第２条に規定する欠格事由に該当していません。

□　補助事業の対象となる施設は、法令等が求める開設に必要な基準等に適合しています。

□　必要な法令上の許可等を取得のうえ事業を実施します。また、事業計画の内容は法令等に適合するものとなっています。

２　次に掲げる事項について遵守します。

□　岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱第５条に規定する交付条件を遵守します。

□　申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に補助金の交付を受けているときは、速やかに補助金の返還と加算金の支払いに応じます。また、納期限までに補助金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払いに応じます。

□　岐阜県から申請内容及び審査に関する立入検査を含む調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じます。

□　補助金の収支に係る証拠書類は、岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱第１２条に規定する期間において適切に保存するとともに、岐阜県から提出や閲覧等を求められた場合は、これに応じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請事業者名（法人の場合のみ） |  |
| 代表者職氏名（個人の場合は申請者氏名） |  |
| 施設名 |  |

□　申請書類に記載された情報は、必要に応じて岐阜県が行政機関等（国、市町村、税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意します。また、申請内容の確認等のため、必要最小限の範囲で県が第三者から情報を取得し、又は第三者に情報を提供することに同意します。